酒類等製造免許の新規取得者名等一覧

令和5年11月30日
東京国税局

当局管内の東京都における、令和5年10月1日から令和5年10月31日までの酒類等製造免許の取得者等は次のとおりです。

税務署名	免許等年月日	申請等年月日	製造者氏名又は名称	製造場所在地	免許等区分	品目	処理区分
芝	令和5年10月18日	令和5年2月13日	法人番号5010401098363 株式会社トランジットジェネラルオフィス dam brewery	港区虎ノ門2丁目6番3号 虎ノ門ヒルズステーションタワー地下2階PB01	酒類	発泡酒	新規
大森	令和5年10月19日	令和5年5月12日	法人番号6010002003606 株式会社大鵬 RE. beer	大田区池上4丁目31番16号 プロスペレ池上1階	酒類	発泡酒	新規
江東西	令和5年10月5日	令和5年3月6日	法人番号9010601045269 株式会社海琳堂 KAIRINDO UMESHU LABO	江東区富岡1丁目8番2号 天孝ビル5階	酒類	リキュール	新規
北沢	令和5年10月10日	令和5年4月6日	渡部 巧 カノンブルーイング	世田谷区代沢4丁目27番10号 Belofiore1階	酒類	発泡酒	新規
玉川	令和5年10月30日	令和4年9月26日	法人番号2011801013559 株式会社エヌイーエス 世田谷リキュール製造所	世田谷区用賀4丁目9番20号 プチフレール1階B号室	酒類	リキュール	新規

（注）氏名又は名称等については、常用漢字による表示をする場合があります。

～お知らせ～　　令和５年 11 月

このたび、「所得税法等の一部を改正する等の法律」（平成 29 年法律第４号）により酒税法が改正され、酒類の品目の定義が令和５年 10 月１日から変更となりました。

これに伴い、改正前に製造又は販売できた酒類について引き続き製造又は販売ができるようにするため、改正後の酒税法の規定により変更後の品目の酒類の製造免許又は販売業免許を令和５年 10 月１日に受けたものとみなす経過措置が設けられました。

（注）この名簿には、上記経過措置による免許の異動等は掲載しておりません。